

一般社団法人日本超音波検査学会の利益相反の取り扱いに関する規程

2019年9月7日理事会承認

(総則)

第1条 一般社団法人日本超音波検査学会（以下「本学会」）は、「利益相反に関する指針」（以下、指針）Ⅷ章「規程の制定」に基づき、指針の実施細則として「一般社団法人日本超音波検査学会の利益相反の取り扱いに関する規程」を次のとおり定める。

(COI自己申告の項目と開示基準)

第2条 対象者は、本人および配偶者、住居を一にする1親等の者、生計を共にする者について以下の1～9の事項で、開示基準を超える場合は所定の様式に従って、就任時の前年から過去3年間を対象期間として1年毎に開示を行う。

1. 企業・法人組織，営利を目的とする団体の役員，顧問職，社員として，1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上
2. 企業・法人組織，営利を目的とする団体の株の保有について，1つの企業についての1年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上，あるいは当該全株式の5%以上の所有
3. 企業・法人組織，営利を目的とする団体からの知的財産権について，1つの使用料が年間100万円以上
4. 企業・法人組織，営利を目的とする団体から，会議の出席（発表）に対し研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）について，1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上
5. 企業・法人組織，営利を目的とする団体が，パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料について，1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上
6. 自身の所属する組織で，企業・法人組織，営利を目的とする団体から，1つの臨床研究に対して支払われた研究費の総額が年間100万円以上
7. 企業・法人組織，営利を目的とする団体からの奨学（奨励）寄附金の総額が年間100万円以上
8. 自身の所属する組織が提供している寄附講座に所属している場合，企業・法人組織，営利を目的とする団体から，1つの企業・団体から支払われた寄附金の総額が年間100万円以上
9. その他，上記以外の研究とは無関係な旅費や贈答品などが，1つの企業・団体からの受領の総額が年間合計5万円以上

(本学会で開催する学術集会・講習会などでの発表)

第3条 本学会で開催する会（学術集会，地方会）にて研究成果を発表者は，該当研究実施にかかわる経済的な利益関係の有無を適切に開示する。

第4条 本学会で開催する学術集会，地方会，講習会などで発表・講演を行う演者は，発表の中でその発表内容について「第2条（COI自己申告の項目と開示基準）」に対する該当の有無について明示し

なければならない。

第5条 学術集会大会長，地方会委員長，および学術委員長は，発表される内容が本指針に沿ったものであることを確認し，経済的な利益関係について適切な開示が行われていない可能性が高いものについては直接発表者に確認し，違反している場合は改善を求めることができる。また，重大なCOIがあった場合には，利益相反委員会に審査を依頼することができる。

（本学会機関誌などにおける届出事項）

第6条 本学会の機関誌の著者は，該当研究実施にかかわる経済的な利益関係の有無を適切に開示する。

第7条 その論文内容が「第2条（COI自己申告の項目と開示基準）」に該当する場合，投稿時に過去3年間の経済的な利益関係を自己申告書（様式2）に記載し，編集委員会に提出するものとする。また，論文内にそれを明示しなければならない。

第8条 編集委員会は，本学会の機関誌などで発表される研究成果が，本指針に沿ったものであることを確認し，開示が行われていない可能性が高いものについては著者に確認し，違反している場合は改善を求めることができる。また，重大なCOIがあった場合には，利益相反委員会に審査を依頼することができる。

第9条 当該論文の掲載後に，重大な本指針の不遵守に該当すると判断した場合は，理事会の承認を得て，掲載論文の撤回や学会誌などにその内容を公知などの措置を講ずることができる。

（役員，学術集会大会長，委員長，事務職員などのCOI申告書の提出）

第10条 本学会の役員（理事・監事），学術集会大会長，並びに各種委員長と委員，代議員（以下役員等）は学会にかかわる事業活動に対して重要な役割と責務を担っており，就任した時点より1か月以内に，就任時の前年から過去3年間を対象期間として，本会関連の経済的な利益関係について自己申請書（様式3）に記載し，学会事務局に提出することとする。

第11条 就任後は過去3年間を対象期間として1年毎にCOI状態の自己申告書（様式3）を学会事務局に提出し，在籍中に新たにCOI状態が発生した場合には，発生した日より6週以内に自己申告を行わなければならない。

第12条 事務職員は，就職時およびその後1年毎に，経済的な利益関係について自己申告を行わなければならない。

（利益相反委員会）

第13条 理事会が指名する理事若干名により利益相反委員会（以下，COI委員会）を構成する。

第14条 COI委員会の委員長は理事会の議決を経て理事長より指名された理事がその任に当たる。

第15条 本学会が行うすべての事業において，重大なCOI状態が会員に生じた場合，あるいは，利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合，当該会員のCOI状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行い，その結果を理事会に報告する。

(COI自己申告書の取り扱い)

第16条 COI自己申告書は提出の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務局に厳重に保管されなければならない。同様に、役員任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関するCOI情報の書類なども最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間は理事長の監督下に法人の事務局に厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した者については理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会で認めた場合には必要な期間を定めて当該申告者のCOI情報の削除・廃棄を保留できる。学術集会大会長に関するCOI情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第17条 COI情報は原則として非公開とする。

第18条 非会員から特定の会員を指名して開示請求（法的請求も含む）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けてCOI委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。

(違反者に対する措置)

第19条 本学会の機関誌などで発表を行う著者、並びに学術集会、講演会などの発表予定者によって提出されたCOI自己申告事項について疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会として社会的説明責任を果たすためにCOI委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行った上で適切な措置を講ずる。

第20条 深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は当該発表者予定者の学会発表は論文発表の差し止めなどの措置を講ずることができる。既に発表されたあとに疑義などの問題が発生した場合には理事長は掲載論文の撤回などの措置を講ずることができる。

第21条 本学会の役員およびそれらの候補者について就任前あるいは就任後に申告されたCOI事項に問題があると指摘された場合にはCOI委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者に対しては退任し委嘱を撤回することができる。

(不服申し立て)

第22条 第3条から第9条により本学会事業での発表（機関誌掲載、学術集会、講演会など）に対して違反措置の決定通知を受けた者並びに、第21条により役員退任あるいは役員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは理事会議決の結果の通知を受けた日より7日以内に理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより審査請求することができる。審査請求書には撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。

第23条 不服申し立て審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。COI委員会委員は審査委員会

委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して審査を行う。

第24条 審査委員会は特別な事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ理事長に提出する。

第25条 不服申し立ては審査委員会の決定を持って最終とする。

(規程の変更)

第26条 本指針は、社会的影響や産官学連携に関する法令の改変などにより、理事会の決議を経て改正することができる。

附則

1. 本規程は、2019年9月7日より施行する